

災害救助法に基づく 「住宅応急修理の受付」について

1 制度の概要

「令和3年福島県沖を震源とする地震」により「準半壊、半壊又は大規模半壊の被害を受けた住宅」を一定の範囲内で応急修理する制度です。

2 対象世帯

以下の全ての要件を満たす世帯が対象となります。

- ① 準半壊、半壊又は、大規模半壊の住宅被害を受けたこと（町が発行するり災証明書が必要となります）。なお、全壊の場合でも、応急修理により居住が可能となる場合は対象となります。
- ② 応急修理を行うことによって、修理した住宅での生活が可能となり、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
- ③ 応急仮設住宅（民間借上げ住宅を含む）、町営住宅等（一時的避難を除く）を利用しないこと。

3 住宅の応急修理の対象範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について実施します。

注1) 「地震の被害と直接関係のある修理」のみが対象です。

注2) 内装（壁紙、建具等）に関するものは原則として対象外です。

※ 畳や壁紙の補修について

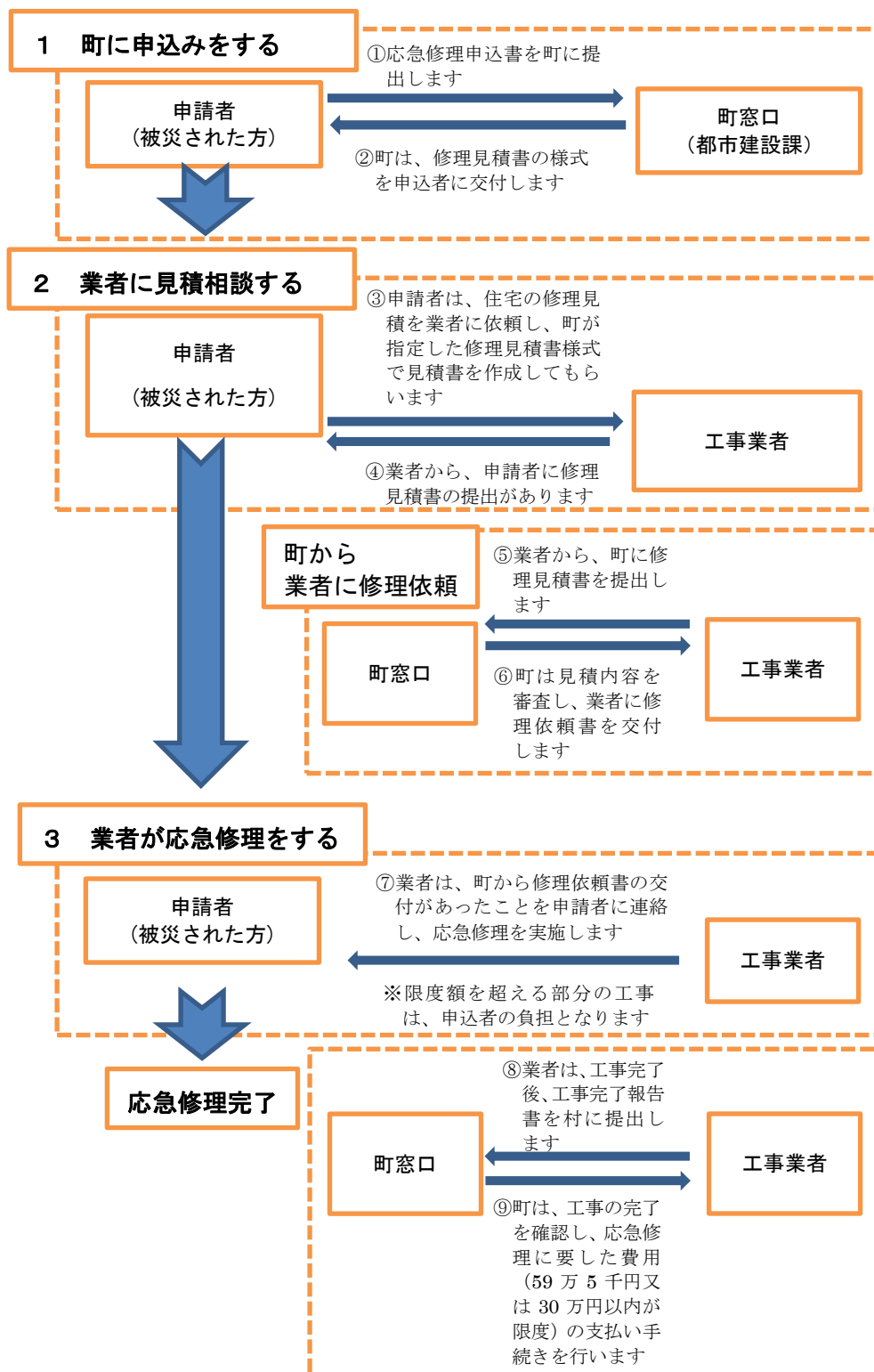
畳は、壊れた床の修理と合わせて実施する場合のみ対象となります。
また、壁紙は壊れた壁の修理と合わせて実施する場合のみ対象となり、修理する壁の部分に限ります。

注3) 家電製品（例：独立式ガスコンロ、食洗器、エアコン等）は対象外です。

4 限度額

- 1) 1世帯あたりの限度額は59万5千円（準半壊は30万円）以内です。
- 2) 同一の住宅（1戸）に2世帯以上が居住している場合でも、上記①の1世帯あたりの限度額以内となります。

5 手続きの流れ



6 お問い合わせ先

鏡石町都市建設課 電話0248-62-2116